

戦争法採決をのりこえて 憲法 9 条を守ろう！

J R 貨物労組資料室報

No.139 2015・7・27

暴挙

猛暑がつづくなか、衆議院「戦争法」特別委員会における強行採決が行われた日、事態に危機感を募らせた多くの市民・労働者たちが国会周辺につめかけた。

怒りのプラカードとシュプレヒコール！の嵐、だが採決は強行された。

7月16日、戦争法は衆院本会議で野党の採決ボイコットをしりめに、可決され直ちに参議院に送られたのであった。

安倍内閣は参議院での審議が難航した場合を想定して、国会史上前例のない 95 日間の会期延長を謀ったのであった。

あらかじめ 60 日ルール(註一1)を考慮したうえで会期を 9 月 27 日まで延長しているのだ。なんと今国会での成立を期していることが判明するであろう。

だがこうした安倍首相の決意とは裏腹に、この間の国会論議では戦争法案に対する痛烈な「違憲論」に見舞われたのであった。

すなわち 6 月 4 日、国会憲法審査会での論議において、なんと自民党推薦の憲法学者をも含めた 3 人の参考人(註一2)が、政府の「安保法制化法」について「違憲である」と述べている。

それだけではなく、かつて内閣で法制局長官を勤めた者でさえ「違憲論」を唱える始末であった。(註一3)

安倍政府はこうした思いもよらなかった事態に驚愕し、あわただしく「統一見解」を示さなくてはならないほどであった。

さらに安倍首相にとってピンチなのは著しい支持率の低下である。戦争法の上程前と後では、支持率に雲泥の差ともいえるほどの低下をもたらしたことである。

すなわち 60%に近い支持を誇っていたにもかかわらず、強行採決後では支持をしないの方が圧倒的に多い逆転現象が生じているのである。(註一4)

あわせてこの法案については、賛成か反対かもさることながら「分かりにくい」という声が圧倒的に多い事に、首相は「分かりやすい説明」に腐心している。

そのために自らがネットやTVに登場し「人形」を使ったり、あるいは陳腐な「戸閉論」を持ち出し、戦争法が必要であることを懸命に訴えている。

しかしながら自民党の「総務会」でさえ、やはり「分かりにくい」と自嘲^{じちよう}の聲が上がる始末であった。(7・23 日経)

さて冒頭に述べたように、米国など他の国を武力で守る集団的自衛権行使の容認を柱とする戦争法が、7月16日午後に衆議院本会議では与党(自民・公明)の賛成多数で可決されたのであるが、法案について「国民の理解は深まっていないことも事実」と首相も自認しつつ、だが衆議院通過をもって、長期延長を図ったこの国会で戦争法の成立を期しているのであり、理解を得ていないことを認めつつ、しかし成立を図ろうとすることは、まさに暴挙と言わなくてはならない。

註一1 60日間ルール

参議院で自民は単独過半数に達していないため、議事の進行が衆議院より遅れるおそれがある。

このために政府・自民執行部は、衆議院の「再可決」を視野に入れすなわち戦争法案が衆議院を通過(7月16日)後60日経っても参院で採決されない場合、衆議院で三分の二以上で再議決出来るルールのこと。

註一2 三人の参考人

2015・6・4 衆議院憲法審査会に参考人として意見を述べた憲法学者。

長谷部 恭男(早大教授)自民・公明推薦、小林 節(慶大名誉教授)民主推薦、笹田 栄司(早大教授)維新推薦、自公推薦を含む三人の憲法学者が「集団的自衛権を行使出来るようにする安全保障関連法案は憲法に違反する」とそろって国会で表明した。

註一3 元法制局長官も違憲論

2015・6・22 衆議院平和安全法制特別委で、戦争法に関する参考人として出席した元法制局長官、阪田雅裕氏と、同じく元法制局長官、宮崎礼老氏が「法案は9条に違反し速やかに撤回すべきである」と述べている。

註一4 世論の逆転

安倍内閣「不支持」が「支持」を上回る、政府与党に危機感、これは7月28日の日経の見出しである。最新調査で、不支持が50% 支持は38%(日経)産経は不支持が52.6% 支持39.3%

などの逆転現象を発表している。

激変

まるで歯の浮くような「美しい国、日本をつくる」と語りつつ、同時に「改憲」を強くかかげて2006年に発足した第一次安倍内閣が、わずか1年で崩壊したのは07年の9月であった。

しかしカムバックし、第二次～第三次内閣を率^{ひき}いて、念願である「改憲」を具体化しようとしているのだ。

もはや「美しい日本」ではなく、武力を行使する「強い国」がめざされ、そのために憲法（主に 9 条）を蹂躪^{じゅうりん}しようとしているのだ。

その場合、安倍首相は真正面からそれを行うのではなく、9 条の解釈を変えることによって実質的な改憲を図ることを決意したのは第二次安倍内閣の時であった。

すなわち、小泉首相をはじめとする歴代自民党内閣が「集団的自衛権の行使は憲法違反になるので出来ない」（註—5）としてきたことを、一挙にひっくり返して明らかに憲法に違反する「戦争法」を今国会で可決・成立を期そうとしているのである。

こうして集団的自衛権に関する憲法の解釈を 180 度変えることを安倍首相はなぜ強行するのか？ということについて、私たち自身が怒りを込め深く考えなければならぬだろう。

この間、安倍首相はしきりに述べていたのは、日本をとりまく「安全保障」の環境が激変していることを枕詞^{まくらことば}として用い、すなわち「国際的緊張は激変して年々厳しくなっている。そのため『他国』への攻撃であっても、日本の存立が脅かされる事態が起こりうるため、集団的自衛権を行使して戦う事が必要なのだ」というわけである。

安倍内閣のいう「国際的な環境の変化」とは 9・11 以降、頻発する「テロ」事件やイスラム国の出現、絶えることのない中東・アフリカなどにおける紛争、あるいは中国の海洋進出など、枚挙にいとまがないほどの軍事的な緊張の高まりが強調されている。

しかし紛争の多発は「結果」であり、痛ましい現象となって人々を苦しめているのである。

だが我が日本が戦争法の制定をいそぐ最深の根拠は別にある。

すなわち政府がしきりに「米軍に対する攻撃があった場合、日本は同盟国として交戦する」などと盛んに国会論議を行っているが、しかしあるマスコミが次のように述べていることが興味深い。すなわち

「…戦後米が世界の警察役を引き受け、日本はその傘に守られて来た。だが米には独りでその役を果たす体力はない。オバマ大統領も世界の警察役はやらないと宣言している。

これからは米国におんぶに抱っこではなく、ある程度みんなで助け合って平和や安定を守っていかうとならざるを得ない」（2015・6・10 日経）

と報道されていることに注目したのである。これは、米の後退した分について日本が財政的にも補^{おぎな}うことを日米間であらかじめ合意しているという事である。

集団的自衛権の行使が米の強い要請でもあることは、戦争法の衆議院通過に際して米務省が記者会見（註—5）でいち早く評価している事でも判明するが、米の世界の警察役からの後退は、厳しい経済状況に規定されているのであろうか。

深刻な財政赤字は恒常化し、オバマ政権下ではしばしば財政赤字補填の上限法による財政面での混乱が生じていることは周知の通りである。

かかる経済面での米の後退に規定された軍事面の補強などについて、安倍首相は米の後退した分を日本が担うことを決意しているようである。

4月末段階での日米ガイドライン改定交渉合意（2＋2）や5月上旬のオバマ大統領との会談はその結果でもあろう。

地球の裏側まで自衛隊を動員することは、日米間の合意によってのみ可能となるからである。

註一5 72年政府見解

歴代内閣が元にしての72年政府見解で、内容は

- 1) 憲法の下で自衛権を有する
 - 2) 国民の権利が根底から覆されるという、急迫、不正の事態に対処するため必要最小限度の範囲に限定
 - 3) 集団的自衛権の行使はゆるされない。
- とされている。

註一6 米務省のコメント

米務省は法案衆議院通過について「同盟強化のための日本の努力を歓迎する」と述べ、日本の役割を「地域や国際的な安全保障活動に対して、より積極的な役割を果たす」と評価し「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）改定を反映している」と歓迎している。

危機

危機とはリスクのことである。

戦争法について、ルポライター鎌田慧氏の東京新聞での鋭いコメントは、タイトルは拝啓安倍首相様で、戦争法によって戦死者が出ることについて、派兵の最高責任者としてどう考えるのか！と首相を糺す内容であった。

それはリスク論（戦死）を正面から問いかけ、リスクに対する責任を問うものであった。

鎌田氏は太平洋戦争による日本人のリスクは310万人、さらに外国人を2千万人も殺しているという。こうしたことの反省が9条であるにかもかかわらず、戦争法でまた戦死や他国民を殺すことは絶対に許されない！と指弾している氏の怒りは心に響くようである。

このような戦死などをもたらす戦争法について、国会などでリスク論が飛び交っていることことに怒りを持たずにはいられないだろう。

政治家は一体、国民の命を何とと思っているのであろうか？

「戦争法」に関して、すでに戦死のリスク論が様々に論議されているのだ。

たとえば当初、防衛相は「今回の法整備でリスクは増大しない」と無責任に述べていたが、その後には「法律に伴うリスクが増える可能性はあるが、任務をさせる上ではリスクを極小化させる」などと述べているのであった。

一体どのように極小化するのであろうか？

そして安倍総理も「リスクは残るが国民の命と平和な暮らしを守るために自衛隊員に負ってもらう」と述べている。リスク論についての答弁は揺れ動いているようだ。

ところで戦争の場合、必ず机上演習（戦争のシュミレーション）が行われるが、それによってリアルな自軍の損害状況もシュミレーションされる。

そこではリスクという場合、人的（兵士数）だけではなく、艦船や航空機、戦車や車両などの損害なども想定するのが常識であるから、具体的な戦闘シュミレーションでは兵士の損失（戦死）がカウントされているであろう。

要するに鎌田氏の激しい気迫をこめた「拝啓安倍首相様」はリスクに対する極めてリアルな具体的な追及なのである。

前号（138号）でもリスク論について触れたが、もし戦争法が施行されれば戦場におもむかなくてはならない自衛隊員に戦死者がでることは不可避であろう。

戦場に駆り出されるのは国民である自衛隊員などである。

だから絶対に行かない者が、安易に「リスク云々」などと言うことは許されないだろうと強く思うのである。

国会論議で野党の「活動エリアが広がるから自衛隊員のリスクは高まるのではないか」との質問に対して、安倍首相は「なぜ自衛隊がリスクをもって活動するのかと言えば、国民のリスクを軽減させるためだ」などと国会で答弁しているのである。

国民のリスクを軽減させるために自衛隊員のリスクが生じる、とでも言いたいのであろう。

戦争法が成立して施行されるならば、鎌田氏が言うまでもなく自衛隊員に戦死者が出ることは不可避である。これを国会の中で「リスク云々」とだけ語って良いのだろうか？

それにもかかわらず安倍首相は「自衛隊はこれまで高いリスクを負っているが、さらに安全に配慮して派遣する」などという馬鹿馬鹿しい答弁を行っているのだ。

直対応的に言えば「安全に配慮するなら戦場に送り込むな！」と言わなければならない。

それでなくとも自衛隊員の自死率はかなり高い。とくにイラク復興特別支援措置法やテロ対策特別措置法でインド洋などに派遣された期間（04年～06年）ではかなり多く発生している。（6月6日 日経）

人の命はどんな理由があろうとも、危機（リスク）などにさらしてはならないのだ。これが政治の基本であろう。

ふとう 不撓

不撓^{ふとう}とは、困難に屈しないことだ。これに不屈を加えらるともっと強くなる。困難にあってもひるまず・くじけないという意味である。

この言葉を思い浮かべたのはほかでもない。戦争法に反対する連日の国会周辺での抗議集会やデモについて、自民党谷垣幹事長は「比較的平穩ではないか、60年安保やPKOの時は抗議する人はもっといた」などと述べ、さらに首相がめざす自衛隊による抑止力の向上について「潜在的にはほとんどの国民が必要だと認めている」などとのべていることだ。（7月16日記者会見 日経）

だが事実は異なる。市民・労働者・主婦や母親たちは強行採決後も、途切れる事なく連日国会周辺に詰めかけているのだ。

その場合、かつてのように組織的に「動員」されるわけではなく、自らの意志で集まり、連日の酷暑をものともせずそれぞれが創意工夫した形で、切れ目なく抗議行動が続けられていることに注目しなければならない。

戦争法に危機感を持つ多くの人々が、怒りを込めて直接抗議行動に自発的に取り組んでいるのであり、そのことを私たちが学ぶことが必要であろう。

60年安保などがそうであったように、国会を通ると自然に運動が消滅するであろうと願う安倍政府の期待を裏切るような形で、切れ目のない抗議行動をさらに創造するために私たちは奮闘しなければならない。

まさに不撓^{ふとう}・不屈^{ふくつ}を自らのものにして！

（完）